

請 願 文 書 表

受付番号	第17号
受付年月日	令和6年5月22日
件名	経営形態変更にもなう病院職員分限免職（解雇）の根拠を示すことと併せ、病院職員の意見を受け止める請願
請願者	三田市 XXXXXXXXXX 三田市民病院をまもる会 東浦 徳次
要旨	<p><請願の趣旨></p> <p>三田市当局は三田市民病院の経営形態を指定管理方式での民営に変えるとしています。三田市民病院の職員は経営形態変更に伴い、公務員身分をはく奪されることとなります。しかし、24時間365日医療の第一線で市民の命を守っている病院職員、中でもコロナ禍で自らと家族への感染リスクを負いながらも懸命に市民の命をまもってきた病院職員を、本人の責任によらず同意もなく分限免職（解雇）する事は許されません。</p> <p>「三田市民病院をまもる会」の申入れ（2024年3月25日）に対する田村克也市長の回答（同年4月19日付）において、「現三田市民病院の経営形態を、労働組合との合意を得ない中で変更した場合でも、そのことが法律違反になることはありません」としながら、一方で法的根拠は示していません。</p> <p>指定管理方式による経営形態変更にもなう病院職員の大きな身分変更と、勤務条件変更を全職員に正確に情報提供するとともに、意見を受け止めて、身分と勤務条件の保全のための使用者責任を果たすこと。</p> <p>全員の同意が得られない場合には民営化そのものを中止すること。</p> <p><請願事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理方式による経営形態変更にもなう病院職員の公務員としての身分はく奪・分限免職（解雇）の法的根拠を示すこと。 2. 指定管理方式による経営形態変更にもなう病院職員の意見を受け止めて、身分と勤務条件の保全のための使用者責任を果たすこと。 3. 分限免職の法的根拠を示せない場合、また病院職員全員の同意が得られない場合には済生会兵庫県病院を指定管理者とする民営化そのものを中止すること。
紹介議員	長尾 明憲
付託委員会	経営政策常任委員会